

第1章 計画の基本的事項

1. 策定の背景

本市では、平成7(1995)年4月に、豊かで快適な環境の保全及び創造に係る基本理念を定めた「高山市環境基本条例(以下、「条例」という)」を制定しました。また、平成10(1998)年3月には、条例第7条の規定に基づき「高山市環境基本計画」を策定し、環境に関する様々な課題に対して着実に取り組んできました。

その後、平成17(2005)年2月1日の市町村合併により日本一大きな面積を有する市となり、美しく豊かな自然を守り快適に暮らせる環境整備や循環型社会の実現を図る必要性から、平成18(2006)年3月に計画の見直し(第2次計画)を行いました。

第2次計画を策定後、国では「温室効果ガス排出量を平成2(1990)年比で令和2(2020)年までに25%削減」という国際公約を一旦は掲げましたが、現在は令和2(2020)年までの温室効果ガス削減目標を、平成18(2005)年度比で3.8%削減するという目標に見直し、引き続き様々な取り組みにより地球温暖化対策を進めています。また、平成20(2008)年に制定された「生物多様性基本法」やこれに基づき策定された「生物多様性国家戦略」、平成22(2010)年に開催されたCOP10等を契機とし、生物多様性の保全とその持続可能な利用を見据えた社会の実現のための施策の充実・強化が進められました。そして平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故を契機に、これまで進められてきた一極集中型のエネルギー政策からそれぞれの地域にあった分散型供給システムへの転換が求められるなどエネルギー政策の見直しが急務となり、社会全体で再生可能エネルギーを普及・拡大させるとともに、エネルギー自給率の向上や地球温暖化対策の強化、日本の産業の育成を後押しする政策が進められてきました。

平成27(2015)年3月には「第三次高山市環境基本計画(以下、「第三次計画」という)」を策定し、令和6(2024)年度を目標年度として、目指す将来像である「守りはぐくむ 豊かな自然とやさしい心 生命(いのち) かがやく飛騨高山」の実現に向けて取り組みを進めています。

第三次計画を策定以降、地球規模の環境の危機を反映し、持続可能な開発目標(SDGs)を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や「パリ協定」の採択など、世界を巻き込む国際的合意が立て続けになされました。特に、気候変動による影響は、自然災害等のリスクを増幅させることが懸念されており、「気候変動適応法」のもと、すでに現れている影響や中長期的に避けられない影響に対する適応が進められています。また、環境や社会に大きな影響を及ぼしているプラスチックごみや食品ロスの問題からは、身近な消費行動の変革が求められています。

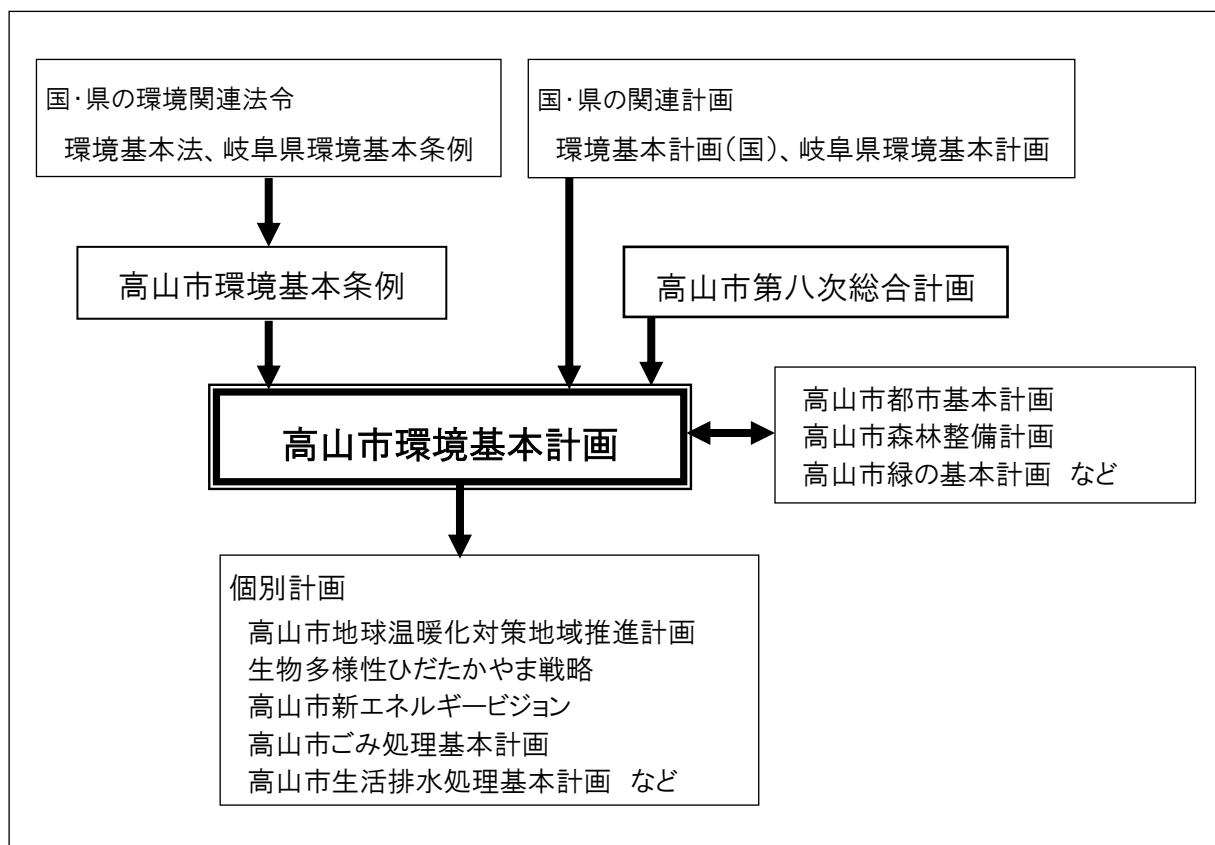
こうした状況を踏まえ、第三次計画が中間年を迎えるにあたり、市民の皆さまとともに環境に配慮した持続可能なまちづくりをすすめるため、計画を改訂します。

2. 計画の位置づけ

環境基本計画は、環境基本条例の基本理念のもと、豊かで快適な環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る上で、中心的な役割を担う環境面の総合的な計画です。

また、将来のあるべき姿とすすむべき方向についての基本的な指針を示した「高山市第八次総合計画」では、あるべき姿（都市像）を「人・自然・文化がおりなす 活力とやさしさのあるまち 飛騨高山」と定めており、本計画はその実現のため、豊かな自然と美しい景観などの特性を活かした持続可能なまちづくりをすすめる方向性を示す役割も担っています。

市が策定する個別計画における環境に関する事項については、この計画を基本とするとともに、環境の保全と創造に関する施策・事業や環境に影響を及ぼすおそれのある施策・事業は、この計画との整合を図る必要があります。



3. 計画の期間

この計画の期間は、平成27(2015)年度から令和6(2024)年度までの10年間とします。

第2章 目指す姿

1. 基本理念

環境基本条例第3条に定める基本理念を、この計画の基本理念とします。

基本理念

1. 豊かで快適な環境の保全及び創造は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることを考慮して、現在及び将来の世代の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これが将来にわたって継承されるよう積極的に推進する。
2. 豊かで快適な環境の保全及び創造は、すべての者が環境への負荷をできる限り低減する行動を行うことにより、積極的に推進する。
3. 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることを考慮して、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進する。

2. 将来像

環境基本条例の基本理念をふまえ、この計画の目指す将来像を次のとおりとします。

守りはぐくむ 豊かな自然とやさしい心 いのち 生命かがやく飛騨高山

3. 計画の視点

将来像の実現を目指し、計画を推進していくための長期的な視点を次のとおりとします。

環境基本条例の基本理念のもと、「共生」、「循環」、「参加」の3つの視点から本市の持つ特性や時代の流れを的確にとらえ計画を推進します。

- 「共生」・・・自然と共存できる地域づくり
- 「循環」・・・環境負荷の少ない循環型地域づくり
- 「参加」・・・環境保全に協働する地域づくり